

## 【庁舎の現状及び庁舎建設問題に関する今までの経緯について】

新しい庁舎の整備は、市町村建設計画の3つのプロジェクトのうち、「基盤をつくるプロジェクト」の1つとして、また、優先すべき7つの重点事業の1つに挙げられています。

現在、本市では庁舎建設検討委員会及び庁舎建設計画検討プロジェクトチームを設置し、現施設の概要把握、建設手法の検討、建設費用の試算及び財政計画等の様々な角度から検討を進めておりますが、今後は、各種団体、関係機関や市民と一緒に、更なる検討が必要であります。

### 1. 庁舎の現況

#### (施設の概要)

市の庁舎は、出張所及び保健センター等の特定事務を扱う出先機関を除き、市町村合併前の旧島原市庁舎(以下「本庁舎」という。)と旧有明町庁舎(以下「有明庁舎」という。)であります。いずれも昭和56年に施行された建築基準法の改正前に建築されたものです。

このため、本庁舎は老朽化が進み、平成12年度に実施した耐震診断によりますと、IS値(耐震指標)≒0.3の診断結果が出ており、震度6以上の地震が発生した場合には、倒壊の可能性が高いとされております。

また、手狭でエレベーターが設置されていないなどバリアフリー化が十分ではなく、駐車場も不足しているなど住民サービスの観点からも施設改善について検討する必要があります。

区分	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	建築(竣工)時期	利用概況	
本 庁 舎	本館	2,236.92	鉄筋コンクリート造3階建	S27.6.3	執務室、会議室、応接室ほか
	新館	2,033.15	鉄筋コンクリート造4階建	S46.12.20	執務室、会議室、議場
	別館	630.89	鉄骨造3階建	H4.11.19	執務室、会議室
	計	4,900.96			
有 明 町 庁 舎	本館	3,336.35	鉄筋コンクリート造3階建	S54.3.15	執務室、会議室、賃貸ほか
	別館	438.00	鉄筋コンクリート造2階建	H元.1.31	賃貸中
	車庫兼倉庫	302.83		H元.1.31	
	計	4,077.18			
合計	8,978.14				

### ①手狭な庁舎による影響

市庁舎は、本庁舎と有明庁舎に分かれており、本庁舎については、更に本館、新館、別館と3棟に分散しており、執務室や会議室の配置が来庁者にわかりにくい状況にあります。

更に、手狭な上にエレベーターが設置されていないなどバリアフリー対策は不十分な状況であり、高齢者が来庁された際には、担当職員が一階に出向いて応対するケースも多々ある状況です。また、来庁者の待合室や各執務室での面接室も不足しており、他人に相談内容が聞こえてしまうなどの不都合が懸念されます。

### ②駐車場不足による影響

本庁舎の来庁者駐車場として隣接して44台分、近隣に91台分、計135台分の駐車スペースを確保しております。

しかしながら、近隣の駐車場は本庁舎から約200メートル程度離れており、国道や踏切を横断する必要があるため、雨天時、入札会等には隣接の駐車場が満車となることが多く、かなりの台数の駐車待ちが生じるなど、交通安全の面からも支障があります。

駐車場の種類	台数
西側玄関（隣接）	13
東側玄関（隣接）	31(身障1)
大手浜駐車場	32
大手浜駐車場(旧公用車駐車場)	59
計	135
有明庁舎	69

### ③老朽化による影響

本庁舎は、本館が昭和27年、新館が昭和46年に建設されており、屋上、外壁、給排水管や空調設備など庁舎全体が老朽化しており、毎年、施設や設備の補修に多額の費用が必要となっております。

また、防火設備が現行の基準を満たしておらず、耐震性にも欠けているため、地震災害等の災害時には、防災拠点としての機能を十分に発揮することができないことが予想されます。

本庁舎管理経費					(千円)
	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度
需用費	11,796	13,460	12,055	16,381	12,057
（修繕料）	2,635	4,170	2,499	5,744	2,025
役務費	182	219	411	452	319
委託料	14,566	15,624	15,651	16,017	15,691
使用料及び賃借料	72	157	236	157	164
工事請負費	11,558	6,445	18,428	13,518	10,883
	屋上庇工事	空調機取替	屋上防水	空調機取替	空調機取替
備品購入費	1,975	983	2,657	1,001	425
計	40,149	36,888	49,438	47,526	39,539
施設補修に係る経費	14,193	10,615	20,927	19,262	12,908

## 2. 市庁舎整備についての検討の経緯

本庁舎については、かねてから、行政ニーズの拡大等に伴い事務量が増大し、分散化と狭隘化による市民サービスの低下が指摘される中、市議会においても、昭和63年12月に「市庁舎問題等調査特別委員会」が設置され、平成5年6月に廃止されるまで、この問題についての議論が重ねられてきました。市におきましては、有明町との合併の際に策定された「新市建設計画」の中で優先して取り組む7つの事業の中の1つと位置づけ、平成18年5月には市内部の組織である新庁舎建設計画検討会議が開催され、さらに平成19年9月には担当者からなる庁舎建設計画検討プロジェクトチームを設置し、庁舎整備に係る具体的問題点等について調査、検討しているところであります。

### ①市議会「市庁舎問題等調査特別委員会」での審議

昭和63年当時、本庁舎が老朽化、手狭になってきたことから、一部事務室を民間から借り上げるなどしている状況にありました。

そのような中、昭和63年12月には庁舎建設の問題等について審議するため、市議会に「市庁舎問題等調査特別委員会」が設置されました。

委員会では、本庁舎の増築、移転についての活発な議論が行われていたところですが、雲仙普賢岳が平成2年11月に198年ぶりに噴火活動をはじめ、本市はその後の噴火活動に伴う火砕流、土石流、降灰等により大き

な被害を受けたため、災害からの復旧と復興がなによりも優先される事態となりました。

このような中、噴火災害対策のための専門部署を設置するにも当時の本庁舎にはそのスペースがなかったため、現在の簡易な構造の別館が建設されることとされました。

別館には、噴火災害対策のための専門部署のほか、事務室を民間から借り上げている部署も入ることとなり、執務室不足はひとまず解消され、又、現下の災害状況もあり、平成5年6月に同委員会は廃止され、新たに災害復興の為の特別委員会が設置されました。

## ②旧島原市での動き

市役所内部において、老朽化、手狭になってきたことを受けて、庁舎問題について何らかの対応の必要性が指摘されていましたが、現在の位置で本庁舎を増改築する場合については、庁舎に隣接する2級河川の大手川の改修事業が県営事業としてどのような工事が行われるかが影響してくるため、その事業の経過を見極めてからという状況でありました。

また、その後の雲仙普賢岳噴火災害により、災害からの復興の為の事業を優先して行うこととなり、市庁舎問題は災害復興後までは議論できない状況でありました。

## ③合併後の動き

平成18年1月島原市、有明町との合併により、新しい島原市の「新市建設計画」の中で優先して取り組む7つの事業の中の1つとして「新しい市の庁舎については、バリアフリーや省資源・省エネルギーに配慮し、機能的にかつ自由に集えるような施設として、また、地域の情報化推進の核としての機能を備え、さまざまな情報が入手できる施設として、今後、市民の方々と一緒になって検討していきます。」と決定されております。

これを踏まえて、平成18年5月には両副市長と関係課長からなる庁舎建設検討委員会を設置し、更に平成19年11月には総務、民生、建設部門の職員で組織する庁舎建設計画検討プロジェクトチームを設置し、庁舎整備に係る具体的問題点等について調査、検討しているところであります。

### 3. 本庁舎の耐震性についての問題

#### ①耐震化の緊急性

平成17年9月に国の中央防災会議において、「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、地方公共団体の庁舎をはじめ公共建築物等の耐震化の促進に強力に取り組むこととされました。

◇「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月中央防災会議決定）

#### 2.緊急対策の方針

##### (3) 公共建築物等の耐震化

学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体等の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物等が災害時には応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物等の耐震化の促進に取り組む。

- ① 各施設の耐震診断実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、災害時の対策に適切に反映するとともに、住民への周知を図る等の取組を積極的に促進する。
- ② 被災直後から対策活動が求められる施設においては、倒壊を防止するだけでなく、施設内に設置された機材にも被害が生じないようにするなど、施設の特性に応じた対策を積極的に促進する。
- ③ 具体的な数値目標の設定に努めるとともに、緊急性の高い施設を絞り込み、重点化を図りながら着実に耐震性を確保する。

#### ②長崎県における地震の想定

長崎県では、平成17年4月に地震の専門家等からなる「長崎県地震発生想定検討委員会」を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定、及びその震源特性の評価を行い、震度等の予想についての検討が行われ、平成18年2月に、県内に被害を及ぼす地震動の想定などの検討結果が取りまとめられました。

それによると、震度5強～震度6強が予測され、一部、地盤が軟弱な場所では震度7となるとされています。

### ③現庁舎の耐震性の問題

本市においては、平成12年度に本庁舎の耐震診断調査を実施しました。その調査の結果、構造耐震指標(Is値)は、もともと低いところで本館が0.25、新館が0.3でした。

国の「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」(平成7年建設省告示第2089号)によると、Is値が0.6以上の場合は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」とされており、本館は、震度6強の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いことが判明しました。

特に、防災拠点(特に重要な施設)や災害拠点の病院等の施設については、0.9以上が求められています。

#### ◇「Is値」とは

耐震性能は、Is値＝「構造耐震指標」で表され、この数値が大きいほど耐震性が高いとされています。一般的には、震度6強から7程度の規模の大地震発生時に安全であると考えられているレベルが0.6に設定されています。おおよその目安で0.6以上あれば倒壊等の危険性は低いということであり、それを下回った場合は、倒壊する危険性があると判断されます。

なお、防災拠点(特に重要な施設)や災害拠点の病院等の施設については、0.9以上がもとめられています。

##### 〔Is値の基準値〕

(「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」国土交通省)

##### ・ 0.3未満の場合

地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

##### ・ 0.3以上0.6未満の場合

地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

##### ・ 0.6以上の場合

地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

#### ◇〔耐震安全性の目標〕(「官庁施設の総合耐震計画基準」国土交通省)

・ Ⅲ類(一般建築物) 0.6以上

・ Ⅱ類(学校施設等避難施設、防災拠点) 0.75以上

・ Ⅰ類(防災拠点(特に重要な施設)、災害拠点の病院等) 0.9以上

#### ④地震災害発生時における防災拠点施設としての本庁舎の役割

本庁舎は、不特定多数の利用者が見込まれるほか、災害発生時には災害対策本部を設置し、情報の収集・連絡、自衛隊への災害派遣要請、地域住民の避難誘導などの初動・応急対策はもちろん、復旧・復興対策に至るまで防災拠点として極めて重要な役割を担っています。

#### 4. 今後の対応

このように、現在の本庁舎は、分散化、狭隘化、老朽化等により、市民サービス及び効率的な行政運営に支障をきたしているという課題に加え、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすための耐震性の確保と適切な機能整備は喫緊の課題であり、市民の生命、身体、財産を保護する立場にある市としてしかるべき処置を講じる必要があります。